

前文 (契約の理念)

お客様ファーストを明確にするための契約サマリーとして「約款」をホームページに掲載します。

常時無料の税務相談 (節税・社会保険節約)・融資相談, 常識 (民法第 1 条及び 90 条等) の範囲内での返金保証, 高品質でリーズナブルな料金体系 (個人事業は年 4 万円・法人は年 6 万円・消費税申告は 2 万円が基本であること), 別料金サービス (給与計算の関連サービス等) などを明示します。

なお決算申告サービス以外のサービス (相続, 事業承継 M&A, 融資の事業計画等) で本約款でカバーし切れれば項目については, 個別契約で対応します。

第1条 (目的)

この税務会計および経営コンサルティング約款は継続役務等に関する約款です (以下当約款と云います)。

第2条 (機能)

当約款は高品質・低価格の税務会計および経営コンサルティングに掛かるお客様と当社グループ (欄外下部の「適用企業」の全てを指します。以下同じ。以下当社 G と云います) のサービス契約に関して, 個々の契約の前提として機能します。

第3条 (適用)

当約款はお客様 (当社 G と契約する者を指します。以下同じ) と, 当社 G の契約に適用します。

第4条 (事前開示)

この約款はインターネット上の当社 G に誰でも閲覧できるように掲載して開示します。

第5条 (報酬の前払制及び返金保証)

1. お客様の当社 G への委託業務 (委任業務) は全て前払いして下さい。
その場合, 当社 G は事前に見積り書 (または見積書兼請求書) を出し, お客様の意志による事前支払 (銀行振込) を経た後でのみ, 当社 G はその委任業務を受託できるものとします。
2. 支払われた報酬は, 当社 G による履行債務についてお客様が不服の場合は, 民法上の信義則の遵守を前提として, 報酬は返還します。

第6条 (報酬規程)

1. 見積書および請求書
お客様が前条の報酬前払いに際して, 当社 G は報酬額の恣意性を排除するため, 報酬額をインターネットに掲載している。当社 G は当該見積りおよび請求に際して, その規定に従って書面 (見積書および請求書) を発行しなければなりません。

2. 報酬自動振替制度の利用

報酬は、銀行口座の自動振替により支払うものとする。

具体的には、東京税理士(日税サービス)の「報酬口座振替依頼書」に銀行印を押印の上、銀行が原本を要求するので、その書面を、まず当社 G に郵便で送るものとします。

3. インターネット掲載

当社 G は報酬規程をインターネットで掲示し、お客様との契約に際しては、その掲載があることを事前にお知らせしなければなりません。

4. 前払い条項

報酬は、前払制を採用します。

決算申告報酬については、初回は、その月の 28 日迄に支払って下さい。そして、次回は、その翌期首(新事業年度の初日)迄に支払って下さい。例えば 2019 年 3 月決算であれば、その期首(2018 年 3 月 1 日)迄に自動振替で支払って下さい。

5. 特別サービス

次の会計ソフトウェアには、当社 G の集客戦略として、各々次の特別サービスを提供します。

(1) フリー会計ソフト (“free”)

“free 会計ソフト”のユーザーには、2 年目(2 回目)から、毎年 1 万円(税込み)を、年間報酬(例えば法人 6 万円、個人 4 万円)を値引きします。

(2) エーサーズ会計ソフト (AsaaS)

“AsaaS 会計ソフト”ユーザーについては、初年度から、会計ソフト使用料(年 2 万円税別等)を全額値引きして、無料とします。

第7条 (サービスの納期)

当社 G は、ペーパーレス・サービス(インターネット及びメール等を利用します)を前提としています。決算申告書一式等のハードコピーの出力は有料となる場合があります(決算申告書控一式、総勘定元帳等)。メール環境のないお客様は、サービスを提供できません。

経理証憑(試算表等)は、お客様から月次で当社 G 宛にお送り頂くのが原則です。次のような場合は、各々の日以降の経理証憑類提示(以下提示という)のため、作業期間として確保できないことを示します(会計ソフトは複式簿記の構造があることが前提です)。

① 試算表 ➡ 「決算日以後 30 日」を切る提示

(1) 通期入力済みのもので、「決算日以前 30 日」を切る提示

(2) 決算月のみ 1 か月の試算表は、「申告期限以前 1 か月」を切る提示

② 経理仕訳証憑類

- (1) 通期入力済みで、決算に所要の全証憑類 ➡ 「決算日以前 30 日」を切る提示
- (2) 試算表 (各月のもの) ➡ 「3 か月以内」の処理は出来ない場合があります。

③ 経理証憑類が揃っていない場合

➡ 「決算日前 3 か月」を切る提示は、期限内申告が間に合わない場合があります。

④ 「どうしても間に合わない」場合

➡ 方便的な方法で「期限内申告」を確保する相談を承ります。

その場合は、必ず「申告期限後でも至急の申告修正 (減額又は増額) に応じるお約束が必要です (有料)。

第8条 (行為主体の確認)

1. お客様と当社 G 間の契約は全て、お客様が主体となつてする契約です。

例えば、次のような事例があります。

① 損金経理 (期末までの費用計上を条件に税務上の費用性を認める規則)

決算期末に年間分の経理証憑 (領収書等) を当社 G に持ち込んで、経理入力が間に合わなかったため、税法上の費用に計上できなかった。

② 消費税課税選択届

消費税の課税選択の判断は試算表から決算書を作成・監査してその後に消費税制度が有利か判断する。そのため決算期末近くに試算表を持ち込まれて、決算申告サービスを提供する場合、決算期末迄に消費税課税の有利・不利の判断をする日程に間に合わないときがある。その場合は、通常の常識で判断する。

その常識が通じないような事情が隠されていたときは、当社 G は責任を負いかねます。

③ 証憑類の内容等に起因する障害

経理証憑が内容的に不備又は通常判断を超えた判断を要するため、どうしても間に合わない場合がある。

2. 記帳代行の経理主体

契約が経理記帳の場合、経理主体はお客様にあることを意味します。

たとえお客様が「記帳代行」を当社 G に依頼したとしても、その経理主体はお客様にあります。この場合、記帳代行者たる当社 G は、お客様の記帳作業を代行したに過ぎないと考えます。但し、具体的な運用については、ケースバイケースで相談に応じます。

3. 記帳代行サービスの納期

なお記帳代行については、インターネットバンキングの利用、クレジットカード利用の明細書の電子情報化を済ませているお客様へのサービスを前提とした納期を考えています。その前提が崩れると、納期に著しい後れを生じる場合があります。

4. 委任契約

お客様と当社 G の契約は特段の条項または法理がない限り委任契約とします。

第9条 (損害賠償)

1. 損害賠償の責め

当社 G のみに起因する明らかな当社 G の瑕疵・誤謬があった場合、当社 G が損害賠償の責めに任ずるべきと司法が判断するときは、その責めに任じます。

2. 損害賠償の金額

前条の賠償の責めに掛かる賠償金額は、当該契約に掛かる契約で前受した金額を上限とします。その場合、当該裁判に掛かる費用（弁護士費用を含む）は一切、当社 G は負担しないものとします。

3. 所管裁判所

当定款に掛かる係争については、全て東京地方裁判所（又は東京簡易裁判所）を第1審査の所管裁判所のみの判決で決了するものとし、当該お客様も当社 G も、外国の裁判所に紛争を提訴することはできないものとします。

ただし、お客様および当社 G は、その判決の上級裁判所たる東京高等裁判所（東京地方裁判所）、並びに最高裁判所に控訴（上訴）等がきるものとします。

第10条 (個人情報保護法への対処)

お客様は委任業務に掛かる個人情報保護に関する当社 G の対応は、その業務に掛かる当社 G のホームページに記載する案内文によるものとします。

第11条 (特定商取引法への対処)

お客様が当社 G と特定商取引法上の取引をする場合は、その取引にかかる当社 G のホームページ上に記載する特定商取引法の対処規定の案内文によるものとします。

第12条 (税務調査)

1. 当社 G の立ち会い

お客様と当社 G (アアクス堂上税理士事務所) の税務顧問契約に掛かる税務調査に関しては、特段の「立ち会い契約」がある場合を除き、当社 G はお客様の調査現場に出張し

て立ち会いはしません。

ただしお客様が個々の税務調査に際して「立ち会い」を有料（通常は諸雑費を除いて1日10万円（税別）が掛かります）で希望する場合を除きます。

2. 税務調査立会

- (1) お客様が当局から税務調査を受ける場合の報酬は無料（ゼロ円）です。
- (2) 但し税務調査の現場には、税理士は出張せず、税務署折衝は、電話対応します。
- (3) 委任状

税務調査への対応は、有料の「税務調査立会」同様に通常どおり行いますので、お客様は税理士に対する委任状（税務権限証書）に押印するものとします。

- (4) 税務調査後の税務修正

税務署等による税務調査後の税務申告の調整（修正申告、または更正の請求（減額修正のこと））は、当社Gが行うものとします。その場合の報酬は、原則として、お客様との決算申告サービス契約と同額とします。

- (5) 税務調査結果の口頭説明

法律（国税通則法）により税務当局は税務調査の結果を納税者に口頭説明する必要があります。上記修正申告等を承る都合でその説明を受ける窓口は、当社Gとします。

については法律により当該窓口になる委任状が要りますので、上記(3)の委任状にその旨を記します。また税務当局は、税務調査において調査結果の説明を聞く窓口確認をします。その際にお客様は「税務調査結果の説明を受けるのは堂上税理士」と答えることとします。

第13条（係争の場合）

1. お客様が当社Gの契約に不服がある場合、当社Gはお客様に対する税理士の忠実義務、注意義務、助言義務、および善管注意義務（判例）に照らし、その合理性に謙虚に耳を傾けなければならない。
2. お客様と当社Gは、民法上の信義則、公序良俗の規定をよく尊重して、紛争の解決に当たらなければならない。
3. 紛争に及ぶ場合の第1審の所管裁判所は東京地方裁判所（または東京簡易裁判所）とする。控訴、上告に当たっても、所管裁判所は、東京地方裁判所、東京高等裁判所、最高裁判所を所管裁判所のみとするものとする。
4. お客様の係争案件が外国がらみであったとしても、当社Gに掛かるものは上記（第3項）の審理で終結するものとする。以上

西暦 20 年 月 日

(社名) _____ (印)

(会社代表者印) (個人事業者は次の認印のみ)

(代表者又は事業者) (署名) _____ (認印)

追伸

会社 G からのメール添付された本約款及び契約書を「承認する旨」を述べた会社 G 宛の返信メールで、本件書面の署名に変えることがあります。以上

制定 平成 15 年 1 月 1 日

改訂 平成 26 年 3 月 11 日 (文言微調整, 改行体裁更新)

改訂 平成 29 年 10 月 13 日 (文言微調整)

改訂 平成 29 年 10 月 18 日 (前文挿入)

改訂 平成 30 年 4 月 26 日 (報酬自動振替他)